喜多方市ふるさと納税業務公募型プロポーザル実施要領

１　目的

本市のふるさと納税業務を委託するにあたり、ふるさと納税に係る専門的知識や技術、経験等を勘案し、寄附額の向上に資する者を本件業務の優先交渉者として選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

２　業務の概要

⑴　件名

喜多方市ふるさと納税業務委託

⑵　業務内容

①　ポータルサイトの管理運営業務

②　寄附管理システムの管理運営業務

③　寄附金受領証明書等の発送に関する業務

④　返礼品の発注及び配送管理等に関する業務

⑤　問い合わせ対応に関する業務

⑥　返礼品の提案等に関する業務

⑦　経費算出に関する業務

⑧　プロモーションの提案に関する業務

⑨　その他

※ 詳細は「喜多方市ふるさと納税業務仕様書」を参照のこと。

⑶　履行期間

地方自治法施行令及び喜多方市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例による長期継続契約とし、履行期間は契約締結の日から令和13年３月31日までとする。

⑷　提案上限額等

履行期間合計167,534,100円（消費税及び地方消費税を含む）

①　履行期間中における想定の寄附金額等については次の表のとおりとする。

	提案上限額	寄附額	返礼品 配送件数
履行期間合計	167,534,100円	544,256,000円	27,212件
令和９年度上半期	16,945,767円	47,534,374円	2,377件
令和９年度下半期	29,515,336円	88,529,626円	4,426件
令和10年度上半期	15,743,147円	47,534,374円	2,377件
令和10年度下半期	27,275,537円	88,529,626円	4,426件
令和11年度上半期	14,540,528円	47,534,374円	2,377件
令和11年度下半期	25,035,737円	88,529,626円	4,426件
令和12年度	38,478,048円	136,064,000円	6,803件

	寄附金受領証明書発行・郵送件数（ワンストップ特例申請希望無し）	寄附金受領証明書発行・郵送件数（ワンストップ特例申請希望あり）	ワンストップ特例申請書返送件数（寄附者→本市）
履行期間合計	20,247件	7,076件	7,076件
令和９年度上半期	1,795件	618件	618件
令和９年度下半期	3,276件	1,151件	1,151件
令和10年度上半期	1,795件	618件	618件
令和10年度下半期	3,276件	1,151件	1,151件
令和11年度上半期	1,795件	618件	618件
令和11年度下半期	3,276件	1,151件	1,151件
令和12年度	5,034件	1,769件	1,769件

※想定を上回る寄附額となり、提案上限額を超える歳出が見込まれる場合は、履行期間中において変更契約等、必要な手続きを行うものとする。

【参考：過去の寄附金額（入金日ベース）等】

	寄附金額	寄附件数
令和５年度	92,923,000円	3,757件
令和６年度	156,325,277円	5,503件
令和７年度	142,275,000円	6,729件

返礼品提供事業者数　約70者（令和８年10月末現在）

② 本件業務に係る費用は次のとおりとし、各年度の上半期及び下半期ごと（令和12年度は通年）に要する一切の費用をそれぞれ適切に見積もった上で提案すること。なお、基本委託料及び返礼品調達費用（想定寄附額に対し税込みで最大30％

以内の金額）については、想定寄附額に対して乗じる料率を提案者自らが提案した上で、費用を算出すること。

ただし、返礼品調達費用に係る消費税及び地方消費税は一律10%で提案すること。

ア　基本委託料

イ　返礼品調達費用

ウ　返礼品配送料

エ　寄附金受領証明書等の発行料（ワンストップ特例申請希望無しの場合）

オ　寄附金受領証明書等の送料（ワンストップ特例申請希望無しの場合）

カ　寄附金受領証明書等の発行料（ワンストップ特例申請希望あり）

キ　寄附金受領証明書等の送料（ワンストップ特例申請希望あり）

ク　ワンストップ特例申請郵便料

ケ　その他、本件に要する費用

なお、ポータルサイト使用料、各種決済手数料、オンラインワンストップ使用料は含まない。

3　参加資格

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第２項各号の規定に該当しない者であること。

⑵　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

⑶　本件に係る公告日から委託業者の決定までの間に、当市から入札参加資格制限措置を受けていないこと。

⑷　国税及び地方税に滞納がない者であること。

⑸　役員等が喜多方市暴力団排除条例（平成24年喜多方市条例第32号）第２条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等に該当しないこと。

⑹　過去５年以内（令和３年度から令和７年度までの間）に、元請けとして国の機関又は他の自治体において本業務と同種又は類似業務の受託実績を有するものであること。

4　スケジュール

⑴　プロポーザルに係るスケジュール

①　募　集　公　告　令和８年11月26日（木）

②　質　問　書　受　付　期　限　令和８年12月８日（火）

③　質問に対する回答公表　令和８年12月11日（金）（予定）

④　参　加　申　込　書　受　付　開　始　令和８年12月11日（金）

⑤ 参　加　申　込　期　限　令和８年12月22日（火）午前10時まで
⑥ 参加資格審査結果の通知　令和８年12月25日（金）（予定）
⑦ 提　案　書　提　出　期　限　令和９年１月18日（月）正午まで
⑧ 事　前　審　査　結　果　通　知　令和９年１月20日（水）予定
※⑥において当市が参加資格を有すると通知する者が３者を超えている場合は、８の⑷で定める評価項目、評価事項及び配点により事前審査を行い、プレゼンテーションに参加する３者を決定し、プレゼンテーションへの参加の可否を通知する。
⑨ プレゼンテーションの実施　令和９年１月26日（火）（予定）
⑩ 審　査　結　果　通　知　令和９年１月29日（金）（予定）
⑪ 契　　約　　締　　結　令和９年２月２日（火）（予定）

⑵　契約締結後のスケジュール
① 各ポータルサイトの構築　契約締結の日～令和９年３月31日（水）
※中間事業者の変更を伴う場合は、当該期間に引継ぎを含むものとする。
② 各ポータルサイトにおける寄附受付　令和９年４月１日（木）～

５　参加表明・提案書提出

本件プロポーザルに参加しようとする者は、喜多方市ホームページより各様式をダウンロードし、以下により関係書類を提出すること。

⑴　提出書類

①　参加資格・提出書類チェックシート（様式第１号））
②　参加表明書（様式第２号）
③　企業概要書（様式第３号）
④　類似業務実績調書（様式第４号）
⑤　業務従事予定者実績調書（様式第５号）
⑥　提案書（任意）
⑦　価格提案書（様式第６号～様式第６号－７）

→ ①～⑦　全ての参加希望者必須

⑧　法人又は個人の公的証明書（商業登記簿事項証明書等）
⑨　納税証明書（国税及び市税に係る未納税がないことを確認できるもの）
⑩　暴力団等排除措置対象者照会に係る同意書
⑪　財務諸表等

→ ⑧～⑪喜多方市工事等請負有資格者名簿に登録されていない者のみ必須

⑵　提出期限

①　５の⑴に記載の①～⑤及び⑧～⑪　令和８年12月22日（火）午前10時まで
※⑧～⑪喜多方市工事等請負有資格者名簿に登録されていない者のみ必須
②　５の⑴に記載の⑥及び⑦　　令和９年１月18日（月）正午まで

⑶　提出方法　電子メールによる

⑷　提出部数　正本データ１部、副本データ１部（５の⑴④、⑥、⑦のみ）

公正な審査環境を担保するため、審査委員(当市職員)には提案者名を伏せてプレゼンテーションを実施するため、プレゼンテーションで使用する５の⑴④、⑥、⑦の書類の副本からは提案者（企業等）の称号や名称等、提案者の特定や推察が可能となる情報は削除または、黒塗りする等の加工を施すこと。なお、５の⑵②の期限までに黒塗り等の加工を施したデータを提出しなかった場合は、プレゼンテーションへの参加を認めないものとする。

⑸　提案書の作成要領

提案書は任意様式とするが、おおむね次に掲げる評価項目に沿って作成すること。

①　会社概要、請負実績における特記事項

様式第３号から様式第５号に記載の事項以外の特記事項について記載すること。

②　本件業務における取組の詳細

本市のふるさと納税における強みと課題を整理した上で、本件業務仕様書の４に記載している業務の内容に沿って、具体的な取組内容を記載すること。その際、以下の事項は必ず記載すること。

ア　全体的事項

（ア）業務の実施体制。なお、ふるさと納税の中間業務に精通した担当者の配置や人員が確保されていること、毎年度行われる総務省による制度改正を適切に理解するために行う社内研修の概要を記載すること。

（イ）個人情報の保護をはじめとするセキュリティ対策の概要。

（ウ）本市の寄付受付状況やふるさと納税マーケットに関するデータを的確に把握、分析し、本市への寄附額を最大化するための具体的な取組内容。

イ　ポータルサイトの管理運営業務

（ア）作成を想定する特集ページのテーマ（３テーマ以上）。

（イ）各ポータルサイトに掲載を予定する返礼品の情報（テキスト及び各種画像を含む）がとりまとまっている場合において、本市が返礼品としての登録を決定した時点から、各ポータルサイトへの掲載までに要する想定の日数。

（ウ）想定するSEO対策の一例（索連動型広告実施イメージの提案等）。

（エ）新たに追加を提案するポータルサイト又は、縮減を提案するポータルサイトがある場合、それぞれの名称及び理由。

（オ）その他、ポータルサイト上で行う寄附額増加につなげる取り組み。

ウ　寄附管理システムの管理運営業務

（ア）本市が既に利用しているシステムを利用するか否か及びその理由。

（イ）本市が既に利用しているシステムと同等機能以上のシステムを利用する場合は、そのメリットとデメリット。

エ　寄附金受領証明書等の発送に関する業務

（ア）ワンストップ特例申請書希望有無別の寄附金受領証明書の規格。

（イ）コストを抑えるための工夫。

オ　返礼品の発注及び配送管理等に関する業務

（ア）配送事業者名と配送に係るスキーム図。

（イ）配送料を安価にするための工夫。

（ウ）配送先地域、梱包サイズ、種別（常温又はクール）ごとの料金一覧表。

カ　問い合わせ対応に関する業務

電話以外の寄附者からの問い合わせ方法。

キ　返礼品の提案等に関する業務

（ア）新規返礼品の開拓及び既存返礼品のブラッシュアップに取り組む際の検討及び実行のプロセス図。

（イ）新規返礼品の候補３案を提案すること。

（ウ）既存の返礼品のうち、ブラッシュアップをすることにより、寄附額増加につながると思われる返礼品及びブラッシュアップ（見せ方の変更、規格変更、定期便化等）の内容（３品程度）を提案すること。

（エ）受託者と返礼品提供事業者間における契約の必要性の有無。

（オ）返礼品の提供に当たり、返礼品提供事業者に求める事務手続き。なお、返礼品提供事業者の負担軽減を目的に、事務手続きは可能な限り簡易な手法とすること。

（カ）研修会の開催方法及び開催内容の案。

ク　経費算出に関する業務

（ア）仕様書で定める経費の内訳が明確であるか否か。任意のフォーマット等を添付すること。

（イ）Ｎ月の経費を本市へ情報提供できる目安。

【記載例】　Ｎ月＋１月の第１週目、Ｎ＋１月末　等

ケ　プロモーションの提案に関する業務

（ア）本市の寄附金額を最大化するために効果的と思われるプロモーションの手法。

③　自由提案

⑸　その他の注意事項

①　目次及びページ数を付すこと。

②　30ページ程度とすること。

6　質問書の提出

実施要領及び仕様書に対する質問は、以下により行うものとする。

⑴　様式　質問書（様式第７号）による。

⑵　提出方法　電子メール（f-nouzei@city.kitakata.fukushima.jp あて）による。
※タイトルを【ふるさと納税プロポ（貴社名）：質問書】とすること。

⑶　質問書受付期限　令和８年12月８日（火）

⑷　質問書に対する回答　令和８年12月11日（金）を目途に電子メールにより返信するとともに、本市ホームページに掲載する。

7　プレゼンテーションの実施

⑴　実施日　令和９年１月26日（火）※予定

⑵　時　間　午後１時から午後５時までの間で本市が指定する時間（準備、撤去及び質疑応答の時間を含み45分程度とする。）

⑶　場　所　喜多方市役所第１会議室（３階）

⑷　出席者

①　本市：審査委員会委員　５名程度

②　提案者：３名まで

⑸　その他

①　事前に提出される書類以外の資料を用いてのプレゼンテーションは認めないものとする。ただし、プレゼンテーションにおいて動画を使用する場合は、提案書の提出期限までに動画データを提出し、かつ、提案者（企業等）の称号や名称等、提案者の特定や推察が可能となる情報が含まれていない場合に限り、動画の再生を認めるものとする。

②　必要に応じマイク、プロジェクター、スクリーン、ＨＤＭＩケーブルは当市で準備する。ＰＣ及び電源ケーブルその他プレゼンテーションに必要なもの（動画を再生する場合の動画データを含む）は参加者が準備すること。

③　ＰＣの庁内のネットワークへの接続は許可しないため、素材等についてはスタンドアロンのＰＣに格納するなどの措置を講じておくこと。なお、Wi-Fiルーター等の通信端末の持ち込み、使用は認めるものとするが、通信環境を保証するものではないことに留意すること。

④　審査委員(当市職員)には提案者名（企業名等）を伏せてプレゼンテーションを実施することから、企業名を特定できる発言はしないこと。また、服装（社章やネックストラップ等）及び当日持ち込むＰＣ等の物品についても留意すること。

8　優先交渉権者の決定

⑴　提出書類及びプレゼンテーションの内容の審査を経て、最も高い評価を獲得した者を優先交渉権者として決定する。

⑵　優先交渉権者決定後、提案内容を基本として契約内容について協議の上、契約を締結する。

⑶　審査結果については、参加者に通知するとともに、本市ホームページ上で公表す

る。この場合において、次点以降の者の順位は明確にしない。

⑷　評価項目、評価事項及び配点の目安はおおむね次のとおりとする。

評価項目	評価事項	配点
類似業務実績	類似業務実績調書（様式第４号）の内容を評価	100点
提案内容	提案書の内容及びプレゼンテーションの内容を次の項目により評価 ①総務省による制度改正を適切に理解するための社内研修の充実度 ②寄附額を最大化するための具体的な取組内容 ③ポータルサイトページ作成のスピード感 ④SEO対策の充実度 ⑤ポータルサイト上で行う寄附額増加につながる取組の充実度 ⑥寄附金受領証明書等の発行、発送に係るコストを抑える方法の効果 ⑦電話以外の寄附者からの問い合わせ方法 ⑧新規返礼品の開拓及び既存返礼品のブラッシュアップに取り組む際の検討及び実行のプロセスの論理性 ⑨自由提案	840点
価格	提案内容及び価格提案書（様式第６号）の内容を評価 特に、①提案内容に対する基本委託料率の適正さ、②返礼品配送料が安価であるかを重要視する。	200点
計		1,140点

※配点は、提案内容⑨自由提案のみ40点、その他の評価項目は100点とする。

９　失格

⑴　提出書類が期限内に提出されなかった場合

⑵　提出書類の内容に虚偽があった場合

⑶　正当な理由なく、プレゼンテーションに欠席した場合

⑷　本件業務に係る契約締結までの間に参加資格を満たさないこととなった場合

⑸　審査の公平性に影響を与える行為をした場合

10　その他

⑴　本件プロポーザルへの参加・提案に要する一切の費用（提案書作成・提出に要する費用、プレゼンテーションの資料作成・出席に要する費用その他）は、参加者の負担とする。

⑵　提出された書類（電子データを含む）は、返却しない。

⑶　本市において、提出された書類は本件業務以外の目的に使用しない。

⑷　提出された書類は、喜多方市情報公開条例（平成18年喜多方市条例第12号）の規定に基づき原則開示することがある。

⑸　本件プロポーザルへの参加・提案は、１者につき１件に限る。

⑹　作成・提出する書類に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第51号）に定める単位とする。

11　書類提出先・問い合わせ先

喜多方市企画政策部企画調整課　遠藤・澤山・阿部
〒966－8601 喜多方市字御清水東7244番地２
ＴＥＬ　（0241）24－5209（直通）
ｅ－ｍａｉｌ：f-nouzei@city.kitakata.fukushima.jp